

社会保障審議会 介護保険部会（第90回）	資料3
令和2年2月21日	

令和2年度介護納付金算定にかかる諸係数について （報告）

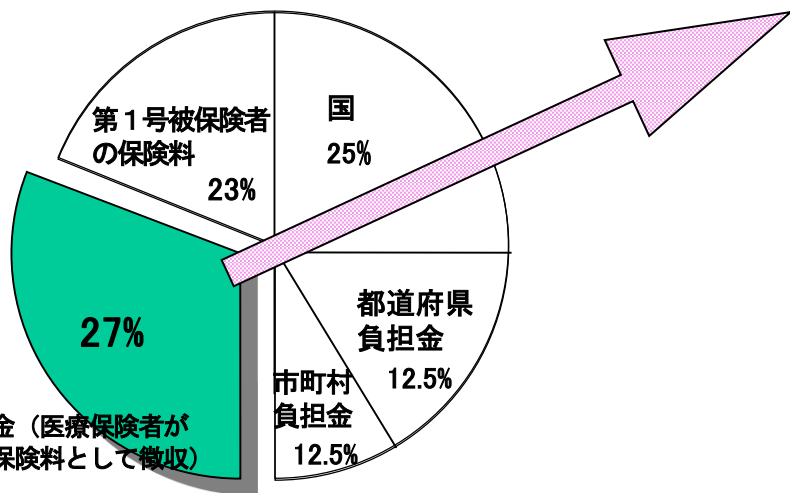
厚生労働省老健局介護保険計画課

介護納付金の仕組み

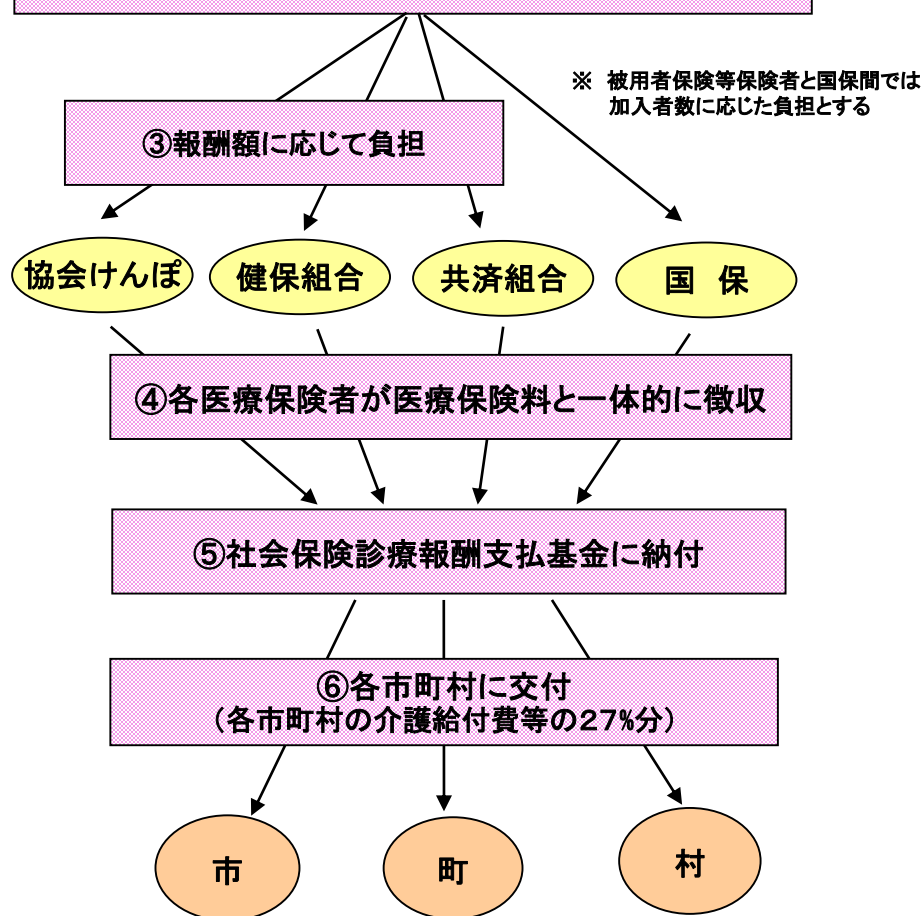
○40～64歳(第2号被保険者)の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付

○納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

①第2号被保険者(40～64歳)は給付費の27%を負担



②第2号被保険者一人当たりの負担額を計算



【総報酬割導入のスケジュール】

	H29年度		H30年度	R1年度	R2年度
	～7月	8月～			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

令和2年度介護納付金算定にかかる諸係数の提示時期について

従来の諸係数提示時期等

介護納付金の算定に関して基礎となる諸係数の提示時期

- ・ 12月末 → 参考値

(～翌年2月末まで → 医療保険者から支払基金に対し、標準報酬総額見込額の報告を行う。)

- ・ 翌年3月末 → 確定値 (政令、告示公布)

※ 各医療保険者からの標準報酬総額見込額の報告時期(翌年2月末)が12月末の参考値算出に間に合わないことにより、翌年3月末に提示する確定値と参考値で差が生じる可能性がある。

これに伴い、仮に確定値により算出した介護納付金が参考値により算出した介護納付金を上回る場合で、かつ参考値ベースで予算計上している医療保険者においては、予算変更の必要となる場合がある。



令和2年度の諸係数提示時期等

- ・ 省令改正を行い、医療保険者が支払基金へ報告する標準報酬総額見込額の報告を従来の翌年2月末から当年11月末に前倒し
- ・ これに伴い、参考値 (12月末) を廃止し、確定値を従来より早期に提示することで対応。
- ・ 確定値 (政令、告示公布) → 1月中旬

令和2年度介護納付金の算定にかかる諸係数

介護納付金の算定方法

令和2年度介護納付金額＝ 令和2年度概算納付金額 － （平成30年度精算額(概算納付金額－確定納付金額)＋調整金額)

令和2年度介護納付金の算定に係る諸係数

NO.	諸係数		政令／告示
1	調整金額に係る算定率	0.00030498	告示
2	標準給付費等の伸び率	1.19319131	告示
3	第2号被保険者見込数の伸び率	0.99624167	告示
4	第2号被保険者1人当たり負担見込額	75,720円	告示
5	総報酬割概算負担率	0.01779655	告示
6	第2号被保険者1人当たり負担額	64,232円	告示
7	総報酬割確定負担率	0.00767478	告示
8	補正後第2号被保険者1人当たり負担調整額	986円	告示
9	補正後第2号被保険者1人当たり負担額	64,919円	告示
10	確定負担調整基準額	40,129円	政令

令和2年度介護納付金の算定にかかる諸係数【被用者保険等保険者】

納付金の算定式

$$\boxed{\text{令和2年度納付金額}} = \boxed{\text{令和2年度概算納付金額}} - \left(\boxed{\text{平成30年度概算納付金額}} - \boxed{\text{平成30年度確定納付金額}} + \boxed{\text{調整金額}} \right)$$

【精算額】

納付金の算定等に関して公布される諸係数

2. 標準給付費等の伸び率
(省令第7条第2号) 1.19319131

3. 第2号被保険者見込数の伸び率
(省令第8条第2項第2号) 0.99624167

5. 総報酬割概算負担率 (省令第9条の2)
0.01779655

7. 総報酬割確定負担率 (省令附則第8条)
0.00767478

8. 補正後第2号被保険者1人当たり負担調整額 (省令附則第8条の2) 986円

9. 被用者保険等保険者に係る補正後第2号被保険者1人当たり負担額 (省令附則第8条の5) 64,919円

10. 確定負担調整基準額 (政令) 40,129円

1. 調整金額に係る算定率 (省令第6条第3項) 0.00030498

納付金の算定式

$$\boxed{\text{令和2年度納付金額}} = \boxed{\text{令和2年度概算納付金額}} - \left(\boxed{\text{平成30年度概算納付金額}} - \boxed{\text{平成30年度確定納付金額}} + \boxed{\text{調整金額}} \right)$$

【精算額】

納付金の算定等に関して公布される諸係数

4. 第2号被保険者1人当たり負担見込額
(省令第9条) 75,720円

6. 第2号被保険者1人当たり負担額
(省令第11条) 64,232円

1. 調整金額に係る算定率
(省令第6条第3項) 0.00030498

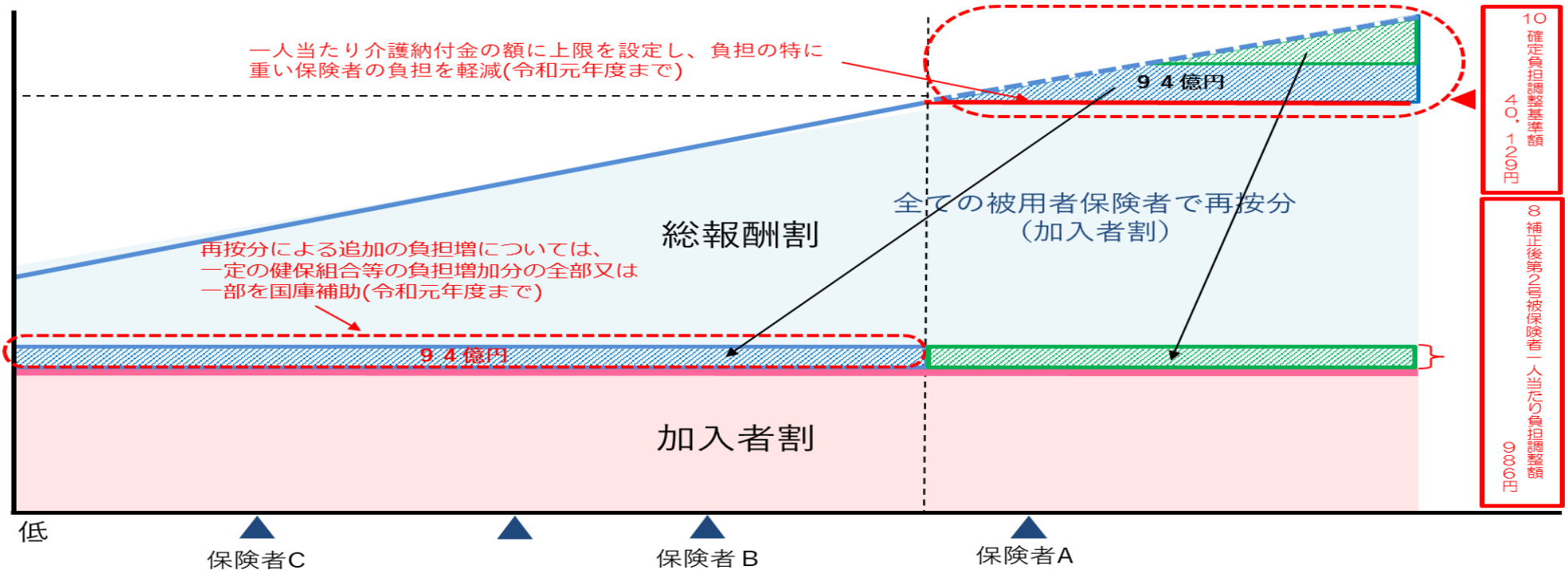
平成30年度の介護納付金制度の状況

【短時間労働者の適用拡大(2016年10月～)】

- 年金機能強化法の一部が2016年10月1日から施行され、短時間労働者へ被用者保険等保険者の適用を拡大。
 - 介護納付金において、これによる被用者保険等保険者間の負担の変動を緩和する観点から、被用者保険等保険者の介護納付金の算定に当たり、標準報酬が低い被保険者(月額10.1万円未満)については、その人数に『0.01』を乗じて得た数を用いて算定する特例を設けた。
- ※国保と被用者保険等保険者間の按分をする際の加入者割においては、上記の補正は行っていない。

【総報酬割の導入(2017年8月～)】

- 2017年の地域包括ケア強化法による介護保険法の改正により、被用者保険等保険者が負担する介護納付金については、2017年8月より加入者割から総報酬割へ段階的に移行し、2020年度から全面施行となる。(平成30年度→1/2、令和元年度→3/4、令和2年度→総報酬割全面施行)
- 総報酬割の導入により、負担の増加が特に大きい健保組合等については、2019年度までの激変緩和措置として、被保険者一人当たりの介護納付金の額に上限を設け、上限額を超過する部分については、全ての被用者保険等保険者間で、加入者数に応じて均等に按分して負担する。この按分による負担増について、一定の健保組合等の負担増加分の全部又は一部を国庫補助している(平成29年度から令和元年度までの間)。



令和 2 年度介護納付金の算定にかかる諸係数の算出方法

NO.	諸係数	政令／告示
1	調整金額に係る算定率 ※ 令和2年度概算	0.00030498 告示

納付金を 2 年後に精算する際、精算額に加算する利息相当分の調整金額を算出するために精算額に乗じる率
(算定率)

$$\text{算定率 (0.00030498)} = \frac{\text{平成 30 年度の精算額に係る受取利息や支払基金において業務上生じた利息の額等 (62,764,791 円)}}{\text{平成 30 年度の精算額 (205,794,767,949 円)}}$$

NO.	諸係数	政令／告示
2	標準給付費等の伸び率 ※ 令和2年度概算	1.19319131 告示

第 2 号被保険者が負担する標準給付費及び介護予防等事業費において、平成 30 年度に要した額（実績額）から
令和 2 年度に要する見込額（予算額）の伸び率

$$\text{標準給付費等の伸び率 (1.19319131)} = \frac{\text{令和 2 年度の標準給付費等の見込額 (予算額 11,904,033,448,000 円)}}{\text{平成 30 年度に要した標準給付費等の額 (実績額 9,976,634,383,711 円)}}$$

※分子：令和 2 年度当初予算ベース ※分母：平成 30 年度介護給付等実績額

NO.	諸係数	政令／告示
3	第2号被保険者見込数の伸び率 ※ 令和2年度概算	0.99624167 告示

各医療保険者の第2号被保険者数を見込むため、前々年度の第2号被保険者数（実績）に乗じる伸び率

$$\text{見込数の伸び率 (0.99624167)} = \frac{\text{令和2年度の40歳から65歳までの推計人口 (42,160,035人)}}{\text{平成30年度の40歳から65歳までの推計人口 (42,319,084人)}}$$

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の推計結果より

（参考）令和2年度第2号被保険者見込数の算定方法

$$\begin{aligned} & \text{令和2年度第2号被保険者見込数} \\ & = \text{平成30年度第2号被保険者数(実績)} \times \text{前々年度からの見込伸び率(上記「3」)} \end{aligned}$$

NO.	諸係数	政令／告示
4	第2号被保険者1人当たり負担見込額 ※ 令和2年度概算	75,720円 告示

被用者保険等保険者以外の保険者の令和2年度概算納付金を算出するための第2号被保険者一人当たり負担額

$$\text{一人当たり負担見込額 (年額 75,720円)} = \frac{\text{令和2年度の標準給付費等の見込額} \times \underline{27\%} \text{ (3,214,089,031,000円)}}{\text{全医療保険者の令和2年度第2号被保険者見込数 (42,447,570人)}}$$

※分子：令和2年度当初予算ベース

NO.	諸係数	政令／告示
5	総報酬割概算負担率 ※ 令和2年度概算	0.01779655 告示

被用者保険等保険者の令和2年度概算納付金を算定する際に、各医療保険者の総報酬額に乗じる率

令和2年度総報酬割 概算負担率 (0.01779655)	=	被用者保険等保険者に係る第2号被保険者 の負担総額 (2,489,781,803,880円)	×	令和2年度の総報酬割部分の割合 4
		被用者保険等保険者に係る第2号被保険者 の標準報酬総額の見込額の合計 (139,902,520,488,794円)		4

※ 分子：75,720円 (NO.4 一人当たり負担見込額) × 32,881,429人

NO.	諸係数	政令／告示
6	第2号被保険者1人当たり負担額 ※ 平成30年度確定	64,232円 告示

被用者保険等保険者以外の保険者の平成30年度確定納付金を算出するための第2号被保険者一人当たり負担額

一人当たり負担額 (年額 64,232円)	=	平成30年度に要した標準給付費等の額 × 27% (2,692,565,121,166円)
		全医療保険者の平成30年度第2号被保険者数 (41,919,476人)

NO.	諸係数	政令／告示
7	総報酬割確定負担率 ※ 平成30年度確定	0.00767478 告示

被用者保険等保険者の平成30年度の確定総報酬割納付金の額を算定する際に、各医療保険者の総報酬額に乗じる率

平成30年度総報酬割 確定負担率 (0.00767478)	=	被用者保険等保険者に係る第2号被保険者の負担総額 (2,051,508,160,352 円)	×	平成30年度の総報酬割部分の割合
		被用者保険等保険者に係る第2号被保険者の標準報酬総額の合計 (133,652,704,416,117 円)		$\frac{1}{2}$

※ 分子：64,232 円 (No.6 一人当たり負担額) × 31,939,036 人

NO.	諸係数	政令／告示
8	補正後第2号被保険者1人当たり負担調整額 ※ 平成30年度確定	986円 告示

総報酬割の導入により、負担の増加が特に大きい医療保険者については、令和元年度までの激変緩和措置として、被保険者一人当たりの介護納付金の額に上限額（負担調整基準額）を設けることとしている。上限額を超過する部分（負担調整対象額）の総額を、被用者保険者間で補正後第2号被保険者数に応じて負担する（負担調整額）が、その1人当たりの額。

補正後第2号被保険者 一人当たり負担調整額 (年額 986 円)	=	平成30年度の全ての被用者保険等保険者の確定負担調整対象額の総額 (31,146,338,114 円)
		平成30年度の被用者保険等保険者の補正後第2号被保険者数 (31,601,102 人)

NO.	諸係数	政令／告示
9	補正後第2号被保険者1人当たり負担額 ※ 平成30年度確定	64, 919円
		告示

被用者保険等保険者の平成30年度確定加入者割納付金の額を算出するための補正後第2号被保険者一人当たり負担額

被用者保険等保険者 一人当たり負担額 (年額 <u>64, 919円</u>)	=	$\frac{\text{被用者保険等保険者が負担する額 (2, 051, 508, 160, 352円)}}{\text{被用者保険等保険者の補正後第2号被保険者数 (31, 601, 102人)}}$
------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 分子：64, 232円 (NO.6 一人当たり負担額) × 31, 939, 036人

NO.	諸係数	政令／告示
10	確定負担調整基準額 ※ 平成30年度確定	40, 129円
		政令

総報酬割の導入により、負担の増加が特に大きい医療保険者については、令和元年度までの激変緩和措置として、被保険者一人当たりの介護納付金の額に上限額（負担調整基準額）を設けることとしている。上限額を超過する部分（負担調整対象額）の総額は、被用者保険等保険者間で補正後第2号被保険者数に応じて負担する。

確定負担調整額基準額 (年額 <u>40, 129円</u>)	=	上限額を超過する部分＝被用者保険等保険者間で負担する額が、それを補助する介護納付金事業費補助金(介護納付金負担金助成事業)の予算(94億円)の範囲となるよう上限額を設定。
-------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------------------------